

多子軽減制度の例(ひとり親世帯等の特例(注6)を除く)

※4月1日時点で3歳以上の児童は無料になります。

※第3子以降の児童は無料になります。

【きょうだいが2人いる場合】

①第2子のみ保育所入所

	第1子	第2子
	小学校	保育所
負担額	-	基準額

【きょうだいが3人いる場合】

④第2・3子のみ保育所入所

	第1子	第2子	第3子
	小学校	保育所	保育所
負担額	-	半額	無料

※保育料徴収基準額表(表面)注5(2)の例

②第1子が幼稚園、第2子が保育所入所

	第1子	第2子
	幼稚園	保育所
負担額	-	半額

※保育料徴収基準額表(表面)注5(1)の例

⑤第1子が幼稚園、第2・3子が保育所入所

	第1子	第2子	第3子
	幼稚園	保育所	保育所
負担額	-	半額	無料

※保育料徴収基準額表(表面)注5(2)の例

③第1・2子ともに保育所入所

	第1子	第2子
	保育所	保育所
負担額	基準額	半額

※保育料徴収基準額表(表面)注5(1)の例

⑥第1・2・3子ともに保育所入所

	第1子	第2子	第3子
	保育所	保育所	保育所
負担額	半額	半額	無料

※保育料徴収基準額表(表面)注5(2)の例
(第3階層で第1子の児童は基準額)

※③～⑥については、きょうだいが別々の施設に通っている場合でも適用されます。

は第3階層から第4階層の一部(所得割額(57,700円未満)の場合、無料になります。(注7)

は第4階層の一部(所得割額(57,700円未満)の場合、半額になります。(注7)

【問い合わせ先】

こども家庭部こども保育課(TEL 443-2165)

大沢野行政サービスセンターこども福祉係(TEL 467-5830)

大山行政サービスセンターこども福祉係(TEL 483-2594)

八尾行政サービスセンターこども福祉係(TEL 455-2461)

婦中行政サービスセンターこども福祉係(TEL 465-2125)